

第三十六号議案

東京都知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和七年二月十九日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例
東京都知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和二年東京都条例第十号）の一部を次のように改正する。
第三条第一号中「単身赴任手当」の下に「、在宅勤務等手当」を加える。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

（提案理由）

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和七年東京都条例第 号）の施行に伴い、規定を整備する必要がある。